

排出権取引の一般均衡モデル – コース的性質と効率性 – \*

入谷純（神戸大学大学院経済学研究科）  
李態妍（龍谷大学経済学部）

報告要旨

多くの国々で温暖化ガスへの対策が進められている。中でも欧州連合において、2005 年から排出権取引が域内で実施されている。そこでは、

1. 対象施設（企業等）に排出枠 (EU-Allowance) を交付する。
2. 家計には初期配分されないものの、企業と家計がともに排出量を購入することができる。

という制度となっている。

Coase (1960, JLE) 以来多くの排出権取引研究がある。その焦点は、いわゆる Coase theorem における、二つの特性「効率性」と「均衡配分における既得権の初期状態への非依存性」からなる。この二つの特性を巡って多くの研究者が議論を展開している (Montgomery (1972, JET) 等)。また、近年になって、家計の排出権取引市場での役割が強調されている (Ahlheim and Schneider(2002, Env. RE ))。

コース以来のほとんどの研究は、しかしながら、本質的に部分均衡分析に基づくものであることを指摘しなければならない。本報告において、われわれは、上述の論点 1, 2 を含みうる、2 地域、2 企業、2 家計、2 生産物そして 3 生産要素（原材料、排出量、労働）の競争的な一般均衡モデルを構築する。本稿が確立する結論は次の二点に要約される。

[ 排出量の過大性 ] 市場で決定される配分は効率的ではなく、排出量は効率性の観点からみて過大である。

[ Coase Property ] 市場で達成される均衡配分において決まる総排出量や私的財の配分は排出権の初期の配分や総量に依存しない。

上の結果は排出権の初期配分の方法である Grandfathering と Auctioning について次の含意を持っている。「企業に全ての排出権が初期配分される」Grandfathering を想定すると、上の [Coase property] はそのもとでの私的財の配分や総排出量が、「家計や企業に排出権が初期配分される」場合のそれらとが同一であることを示している。さらに、Auctioning での政府の収入は、直接に移転、また、収入と同額の減税などによって、国民に移転される。したがって、Auctioning は排出権のある部分またはすべてを家計に初期配分するケースと同一である。このようにして、われわれの確立する Coase property は Grandfathering によっても Auctioning によっても均衡で決定される総排出量や私的財の配分は変化しない、という解釈を可能にする。これは「既得権の与え方に結果として得られる配分が依存しない」という本来の Coase theorem の内容と同一となっている。

\*論文は次の URL からダウンロード可能。

[http://www.econ.kobe-u.ac.jp/katudou/publication/paper/paper\\_index.html](http://www.econ.kobe-u.ac.jp/katudou/publication/paper/paper_index.html)